

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	出雲市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/genre/0000000000000/1441151674661/index.html

執行機関名 出雲市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	出雲市福祉医療費助成条例(平成17年出雲市条例第119号)による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		出雲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年出雲市条例第61号)別表第1 第2の項 出雲市福祉医療費助成条例による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第1条	出雲市福祉医療費助成条例 第1条、第2条第1項7号、8号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その<u>生活の安定と向上</u>のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の<u>福祉</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>療対象者の<u>健康の保持と生活の安定</u>を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、市内に居住地を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第2号から第5号まで又は第6号に該当する者にあつては、出雲市外の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設へ入所している者(同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)、又は出雲市外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設へ入所している者、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している者を含む。)をいう。ただし、別表第1に掲げる者を除く。</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、次のいずれかに該当する者(以下「児童」という。)を養育する者(別表第1の4において「配偶者のない者」という。)及び当該児童</p> <p>ア 18歳に満たない者</p> <p>イ 18歳に達した者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは高等専門学校第3学年までの学年、同法による特別支援学校の高等部又は同法による専修学校の高等課程第3学年までの学年に在学している者。ただし、20歳に達した者を除く。</p> <p>(8) 次に掲げる父母のない児童</p> <p>ア 父母と死別した児童</p> <p>イ 父母から1年以上遺棄されている児童</p> <p>ウ 父母の生死が1年以上明らかでない児童</p> <p>エ 父母が共に児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第3号に定める程度の身体障害の状態にある児童</p> <p>オ 父母が共に法令により引き続き1年以上にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>出雲市福祉医療費助成条例</p>